

(写)

使用前確認申請書の変更について

電原設第5号

2024年4月30日

原子力規制委員会 殿

住 所 広島市中区小町4番33号

氏 名 中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

中川賢剛

2023年9月11日付け電原設第32号で申請しました島根原子力発電所第2号機使用前確認申請書の記載内容を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前確認申請書

島根原子力発電所第2号機

使用前確認申請書番号

電原設第32号(2023年9月11日)

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査 (表 2-1) 期 日 自 2023年9月 至 2024年8月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表 2-4) 期 日 自 2023年9月 至 2024年8月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査 (表 2-7) 期 日 自 2023年9月 至 2024年5月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査 (表 2-8) 期 日 自 2024年6月 至 2024年8月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 工事完了時の検査 (表 2-9) 期 日 自 2023年9月 至 2024年9月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 基本設計方針検査 (表 2-10) 期 日 自 2023年9月 至 2024年8月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表 2-11) 期 日 自 2023年9月 至 2024年9月 場 所 島根原子力発電所

<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>2024年9月</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間</p> <p>自 2024年6月 至 本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法</p> <p>燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認する。その後、臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に異常がないことを確認しながら出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉本体含めプラント全体の健全性を確認する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表 2-1） 期 日 自 2023年9月 至 2024年12月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査（表 2-4） 期 日 自 2023年9月 至 2024年12月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査（表 2-7） 期 日 自 2023年9月 至 2024年10月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表 2-8） 期 日 自 2024年10月 至 2024年12月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 工事完了時の検査（表 2-9） 期 日 自 2023年9月 至 2025年1月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 基本設計方針検査（表 2-10） 期 日 自 2023年9月 至 2024年12月 場 所 島根原子力発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表 2-11） 期 日 自 2023年9月 至 2025年1月 場 所 島根原子力発電所

申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2025年1月
原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	<p>■使用の期間</p> <p>自 2024年10月 至 本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料体を挿入できる段階 燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、炉内構造物他の健全性を確認する。 ・臨界反応操作を開始できる段階 臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、原子炉本体に異常がないことを確認しながら出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉本体含めプラント全体の健全性を確認する。 <p>なお、いずれの段階においても使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>

2. 2 添付書類－1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

【変更理由】

工事工程の変更に伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」および「原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」を変更する。

本変更に合わせて、「添付書類－1 工事の工程に関する説明書」の記載を変更する。

(変更前)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2023年				2024年								
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
発電用原子炉施設に係るもの													
原子炉本体	工事期間												
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設													
原子炉冷却系統施設	← 使用前事業者検査 (表 2-1) →												
計測制御系統施設													
放射性廃棄物の廃棄施設	← 使用前事業者検査 (表 2-4) →												
放射線管理施設													
原子炉格納施設	← 使用前事業者検査 (表 2-7) →												
その他発電用原子炉の附属施設													
非常用電源設備										← 使用前事業者検査 (表 2-8) →			
常用電源設備													
補助ボイラー	← 使用前事業者検査 (表 2-9) →												
火災防護設備													
浸水防護施設	← 使用前事業者検査 (表 2-10) →												
補機駆動用燃料設備													
非常用取水設備	← 使用前事業者検査 (表 2-11) →												
緊急時対策所													

